



[長野県は「SDGs未来都市」です]



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

新築住宅のZEH水準(現行誘導基準)の適合義務化及び 建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化に係る検討状況について

1 条例改正に向けた経過

時 期	手続・行事	内容等
R6.7.29	長野県環境審議会へ諮問	
9.18	第1回専門委員会	条例改正について
11.25	第2回専門委員会・公聴会	
R7.2.3	第3回専門委員会	条例改正案（たたき台）について
2.13	令和7年2月県議会定例会（～3.14）	同上
2.17	市町村、関係団体等への意見照会（～3.21）	〃
3.18	長野県環境審議会へ中間報告	検討状況の報告
4.21	県議会環境委員会・建設委員会初委員会	条例改正の趣旨等について
6.4	第4回専門委員会	意見照会結果、審議会報告案
8.1	長野県環境審議会へ報告	（8.21 答申）
9.4～	県民向け説明会（～9.9）	県内4会場（伊那、松本、長野、佐久）及びオンライン説明会
10.10～	パブリックコメント（～11.10）	長野県地球温暖化対策条例の一部改正（骨子案）について
令和7年度中目途	議案提出	

2 パブリックコメントについて

(1) 募集事項

長野県地球温暖化対策条例の一部改正（骨子案）に対するご意見

○ 条例改正（骨子案）の概要

- ・ エネルギー消費量を削減した住宅の新築に関する事項
- ・ 新築建築物への再生可能エネルギー設備設置に関する事項
- ・ 設計者の役割の拡大に関する事項

(2) 募集期間

令和7年10月10日（金）から 令和7年11月10日（月）（必着）まで

(3) 閲覧方法

- ・ ホームページから閲覧

URL : https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/joreikaisei_public.html

- ・ 書面による閲覧

閲覧場所：環境部ゼロカーボン推進課（県庁本館棟6階）

県行政情報センター（県庁西庁舎1階）

各合同庁舎行政情報コーナー

(4) 意見の提出方法等

- ・ ながの電子申請サービスにより提出

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=62804

- ・ 上記による提出ができない場合、持参、郵送又は電子メールでの提出も可

【提出先】長野県環境部ゼロカーボン推進課

郵送 〒380-8570（県庁専用郵便番号のため住所の記載は不要）

電子メール zerocarbon@pref.nagano.lg.jp

しあわせ信州

山々と育む すこやかな国

長野県（環境部・建設部）プレスリリース 令和7年(2025年)10月10日

「長野県地球温暖化対策条例の一部改正（骨子案）」について
県民の皆様からのご意見を募集します

長野県では、2050ゼロカーボンの実現に向けて、「長野県地球温暖化対策条例」の改正に向けた検討を進めています。

このたび改正の方向性を示す骨子案を公表し、県民の皆様から広くご意見を募集します。

- 1 募集事項
長野県地球温暖化対策条例の一部改正（骨子案）に対するご意見
○ 条例改正（骨子案）の概要
・ エネルギー消費量を削減した住宅の新築に関する事項
・ 新築建築物への再生可能エネルギー設備設置に関する事項
・ 設計者の役割の拡大に関する事項
- 2 募集期間
令和7年10月10日（金）から 令和7年11月10日（月）（必着）まで
- 3 閲覧方法
骨子案については下記 URL からご覧いただけます。
URL https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/joreikaisei_public.html
また、環境部ゼロカーボン推進課（県庁本館棟6階）、県行政情報センター（県庁西庁舎1階）、各合同庁舎行政情報コーナーでもご覧いただけます。
- 4 意見の提出方法等
ながの電子申請サービスにより提出してください。
https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=62804
上記による提出ができない場合は、任意様式により、持参、郵送又は電子メールいずれかの方法で提出してください。
【提出先】長野県環境部ゼロカーボン推進課
郵送 〒380-8570（県庁専用郵便番号のため住所の記載は不要）
電子メール zerocarbon@pref.nagano.lg.jp
- 5 その他
(1) 電話及び口頭でのご意見には対応できませんのでご了承ください。
(2) お寄せいただいたご意見については、個別には回答せず、募集期間終了後にその内容及び県の考え方を一括公表する予定です。
(3) ご意見の提出は、日本語に限らせていただきます。
(4) いただいた個人情報は、他の目的には一切使用しません。



（問合せ先）
担当 環境部ゼロカーボン推進課
省エネルギー係 小澤 奈良井
電話 026-235-7022（直通）
026-232-0111（代表）内線 2723
メール zerocarbon@pref.nagano.lg.jp



（問合せ先）
担当 建設部建築住宅課
指導審査係 藤原 山田
電話 026-235-7335（直通）
026-232-0111（代表）内線 3633
メール kenchiku@pref.nagano.lg.jp

3 骨子案の概要

2050年に見据える暮らしの質の向上と持続可能な脱炭素社会を実現するため、脱炭素化を一層促進する実効性のある徹底的な省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及拡大を図る。

1 国の建築物省エネ法における誘導基準適合義務付けに先駆けた新築住宅の誘導基準適合義務化 ※建築住宅課所管

(1) 義務の対象となる建築物及び義務対象者

義務の対象は、建築物省エネ法において建築物エネルギー消費性能基準への適合を義務としている住宅及び複合建築物の住宅部分で新築に係るもの全てとし、その建築主を対象者とする。

(2) 義務の水準

建築物省エネ法第10条に規定する建築主の適合義務の基準を建築物省エネ法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準とする。

		改正前	改正後
UA値/ 地域区分	2地域	0.46	0.40
	3地域	0.56	0.50
	4地域	0.75	0.60
	5地域	0.87	0.8
BEI		1.0	

2 建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化 ※ゼロカーボン推進課所管

(1) 義務の対象となる建築物及び義務対象者

義務の対象は延床面積300㎡以上の新築建築物とし、その建築主を対象者とする。

ただし、法令等により設備を安全に設置できない場合や知事が再生可能エネルギー設備の導入が困難と認める建築物などは、適用の対象外とする。

(2) 義務の水準

対象となる建築物の延床面積に比例した量とする。ただし、合理的な理由（経済的理由を除く。）により設置する再生可能エネルギー設備のエネルギー量が基準を満たさない場合には、義務付けるエネルギー量を緩和する。

（基準） 熱及び電気の量 = 4.1万MJ + 30MJ × 延床面積 （5万MJ～50万MJ）

（合理的な理由の例）

- ・建築面積が小さく再生可能エネルギー設備を設置できるスペースが限定されている
- ・屋上又は敷地を駐車場や緑化などに利用し、設置できるスペースが限定されている など

3 設計者から建築主に対する説明義務化

(1) 義務の対象となる建築物及び義務対象者

義務の対象者は、建築主から延床面積10㎡超の建築物の設計委託を受けた設計者とする。

(2) 義務の内容

建築物の新築に当たり、建築主に対し、義務の対象となる建築物に係るライフサイクルコストを考慮した総合的な環境への負荷の低減を図る措置や再生可能エネルギー設備の導入に係る情報を説明する。

（具体的な説明事項） ・外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための措置 / ・導入が可能な再生可能エネルギー設備の種別 など

条例改正
の趣旨

県民の豊かな住環境の普及とゼロカーボンの実現に向け、
全ての新築住宅の断熱性能とエネルギー消費性能を現行基準よりも高い基準へと国に先駆けて義務付ける

義務の
対象

全ての新築住宅※1

※1 住宅：一戸建ての住宅、併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿

義務化の
水準

断熱性能の向上：強化外皮基準
エネルギー消費性能の向上：BEI = 0.8 } 現行誘導基準

地域区分※2	2地域 軽井沢町、南佐久郡 4村、旧開田村など	3地域 白馬村、小谷村、山ノ 内町、信濃町など	4地域 長野市、松本市、 中野市、飯山市など	5地域 飯田市、喬木村
断熱等性能 U _A 値※3	0.40 (0.46) ※5	0.50 (0.56) ※5	0.60 (0.75) ※5	0.60 (0.87) ※5
一次エネルギー消費量 BEI※4	0.8 (1.0) ※5			

※2 南北に長く地域によって気候が異なる日本において、住宅の省エネ性能を設計するため1~8に区分
指標が小さいほど寒い地域

※3 U_A値：外壁、床、屋根、窓などからの熱の逃げやすさを示す数値で、数値が小さいほど断熱性能が高い

※4 BEI：給湯、暖冷房、照明、換気などの設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値で、
数値が低いほど省エネ性能が高い

※5 () は、義務の現行基準である「省エネ基準」の数値

義務化の水準のイメージ

(住宅性能表示基準：断熱等性能等級5、一次エネルギー消費量等級6)

断熱性能の向上

外壁や天井などの断熱材の厚みの増 (4地域の例：外壁内の断熱材の厚み85mm→105mm)
窓に2重又は3重のガラスの入った高断熱サッシの採用など

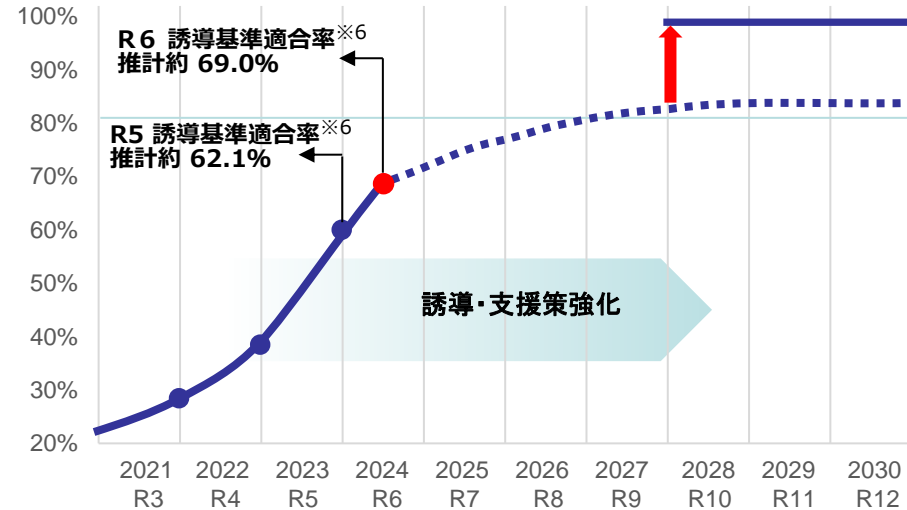
エネルギー消費性能の向上

給湯にエコキュート・エコジョーズ・エコフィール、冷暖房にエアコン、照明にLED照明などの
より高効率な設備機器の導入

説明義務の
拡大

環境への負荷の低減の検討に関する説明義務の対象を
「300㎡未満の住宅」から「10㎡超の全ての建築物」へ拡大
⇒ 再エネ設備の導入検討に係る内容の説明義務と整合

新築住宅における誘導基準適合の割合の推移



※6 誘導基準適合率：長野県地球温暖化対策条例による省エネ性能の届出・報告制度、
新設住宅着工統計、建築工事届により推計

並行して行う支援・誘導策

■ 信州健康ゼロエネ住宅指針・助成金による誘導

※より上位性能への誘導は、誘導基準義務化後も継続

■ 県内中小工務店の技術力向上に向けた支援の継続

※信州のZEHスタートBOOK等を活用した断熱施工講習会の開催

※断熱施工がよくわかる動画の配信

※窓口での相談対応 等

(2) 長野県地球温暖化対策条例の一部改正（骨子案）（再エネ設備設置推進）※ゼロカーボン推進課所管

条例改正 の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、再エネ生産量を拡大するため※1、一定規模以上の建築物の新築の際に再エネ設備※2の導入を義務付ける

※1 生産した再エネを自家消費し、高騰する電気代の負担を軽減

※2 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、バイオマス熱利用設備、地中熱利用設備 等

対象

延床面積300㎡以上※3の新築建築物（※3 県内の一般的な住宅の約9割に義務を課さないよう設定）

法令等の規定により安全に設置できない場合や知事が導入困難と認める場合等は除く※4

※4 義務対象外は、広く普及している太陽光発電設備を基準として設定

※対象や要件等は、県内の再エネ設備の普及状況や他自治体の事例等を勘案し、条例施行後、段階的な拡大を検討する。

対象者	基準（区分は県条例で規定する届出等の区分を適用）		
	区分	延床面積 10㎡超300㎡未満	延床面積 300㎡以上
設計者	非住宅	再エネ設備の導入検討に係る内容の説明義務（新設） 建築物の設計者による説明※義務の対象を「300㎡未満の住宅」から「10㎡超の全ての建築物へ拡大」 ※再エネ設備の導入の検討を専門的知見から行い、建築主に説明	
	住宅	説明義務（強化） 設計者による説明を義務化 （現行は求めに応じて説明）	説明義務（新設）非住宅と同じ
建築主	非住宅	再エネ設備の 導入検討義務（継続） 現行の再エネ設備の導入検討義務により導入を促進 ※導入検討に必要な情報等は建築物の設計者から説明（説明義務の対象範囲拡大）	再エネ設備の導入義務（新設） 再エネ設備の設置（敷地も可） 5万MJから50万MJ（太陽光発電の場合約4.5kW～45kW） （エネルギー量設定の考え） 県内の一般的な住宅に設置されている太陽光発電設備容量の規模から電気技術責任者を設置する必要のない規模までの範囲に限定 延床面積に応じて逡増（4.1万MJ/年+30MJ×延床面積） （合理的な理由※により設置する再エネ設備のエネルギー量が上記基準を満たさない場合、そのエネルギー量とする（設計者によりその理由を届出）） ※建築面積が小さく再エネ設備を設置できるスペースが限られる場合
	住宅		【義務対象外】 ・法令等の規定により再エネ設備が安全に設置できない場合 ・知事が導入困難と認める場合（多雪地域など）等

(3) 長野県地球温暖化対策条例の一部改正（骨子案）（設計者の説明義務）

(現行)

		区分	延床面積 10㎡超300㎡未満	延床面積 300㎡以上
設計者	非住宅			情報提供の努力義務 建築主の環境への負荷の低減又は再エネ設備の導入の検討に協力できる者は当該検討に資する情報の提供に努めなければならない。
	住宅	説明義務 建築主から環境への負荷の低減又は再エネ設備の導入の検討を求められたときは、この検討を行い、その内容を説明しなければならない。		情報提供の努力義務（非住宅と同じ）

(改正案)

		区分	延床面積 10㎡超300㎡未満	延床面積 300㎡以上
設計者	非住宅	環境負荷の低減の検討・再エネ設備の導入検討に係る内容の説明義務（新設） 建築物の設計者による説明※義務の対象を「300㎡未満の住宅」から「10㎡超の全ての建築物へ拡大」 ※環境負荷の低減及び再エネ設備の導入の検討を専門的知見から行い、建築主に説明		
	住宅	説明義務（強化） 設計者による説明を義務化 （現行は求めに応じて説明）	説明義務（新設）非住宅と同じ	

4 今後のスケジュール (案)

説明義務を先に施行 (R9.4~)、誘導基準適合義務・再エネ設備設置義務を同時施行 (R10.4~)

